

広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成29年5月16日（火） 10時30分～11時00分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

鉄道局：内海鉄道サービス政策室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐、

4. 議事概要

- 鉄道局が、事前の質問事項（全国共通利用ICカードの利用受入に係るICカードセンターシステムの改修に係る費用が比較的低廉となっている理由）について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 2018年度にもひろでん会館を解体する方針であるとの新聞記事を見したが、その費用については今回の原価に含まれているのか。等についての質問があった。これに対し、鉄道局からは、
 - ① ひろでん会館の解体は鉄軌道事業とは無関係である。等の回答を得た。
- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成29年4月4日、4月18日及び本日の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、鉄道事業法第16条第2項、軌道法第11条第1項及び関係通達の認可の基準に適合しており、申請どおり認可することが適当であるとの結論を得た。

○ 次に、事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、委員相互間で答申の内容について討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。